

# 第52回茨城県障害者技能競技大会

## ワード・プロセッサ―競技課題

### 1. 競技課題

文書作成競技、作表競技、入力競技の3種目とする。

(1) 文書作成競技(制限時間30分、出力時間10分)

文書内の指示に従い、課題を次の方法により作成する。

- ① ページ余白を上下20mm・左右25mmに設定する。
  - ② 1行の文字数を40字・1ページの行数を40行に設定する。
  - ③ A4判縦長・横書きで作成する。
- 完成度・正確度・体裁により評価する。

(2) 表作成競技(制限時間30分、出力時間10分)

課題を、次の方法により作成する。

- ① ページ余白を上下左右20mmに設定する。
  - ② A4判縦長・横書きで作成する(罫線を含む)。
- 完成度・正確度・体裁により評価する。

(3) 入力競技(制限時間10分、出力時間10分)

課題を、次の方法により作成する。

- ① 1行の文字数を35字に設定する。
  - ② A4判縦長・横書きで作成する。
- 完成度・正確度・体裁により評価する。

### 2. 注意事項

- (1) 競技開始前に、使用ソフトを立ち上げ、機械の調子を確認してください。
- (2) 競技中に機械の故障やソフトの不具合が発生した場合、挙手をして競技委員の指示に従ってください。
- (3) 競技中の退場は失格となります。ただし、トイレに立つ場合は、挙手をして競技委員の指示に従ってください。(競技時間に含まれるので、注意してください。)
- (4) 競技は、課題ごとにそれぞれの時間内で行ってください。
- (5) 競技開始の合図(「競技始め」と言いながら手を上げます)があつたら、使用ソフトを立ち上げて競技を始めてください。
- (6) 競技の課題ごとに、作成したファイルに指定のファイル名を付け、デスクトップに保存してください。  
(ファイル名:「氏名」+「課題」+「課題番号」、例:「茨城太郎課題1」)
- (7) 競技の課題ごとに、選手番号と氏名を1行目の左側に入力してください。
- (8) 競技終了の合図(「競技やめ」と言いながら手を上げます)があつたら、直ちに競技を中止し、競技委員の指示に従ってください。
- (9) 課題は、各競技時間の終了後に印刷して提出してもらいます。
- (10) 印刷後、各競技課題のデータは、上書き保存し、デスクトップに残してください。
- (11) 課題は、開始の合図があるまで手を触れないでください。
- (12) 紙製の辞書の持ち込み・使用は可能とします。

課題1 文書作成競技 (問題)

(選手番号、氏名)

販売店各位

令和5年5月10日  
関東くだもの販売株式会社  
営業部長 坂野 準一  
電話 029-123-0000

-①右寄せ

石岡支店開設のご案内 - ②18ポイント・センタリング・ゴシック体

謹啓 新緑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は何かとお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて 弊社では この度 7月1日より石岡支店を開設いたし営業開始の運びとなりました。これもひとえに皆様方のご愛顧の賜物と深く感謝している次第でございます。

今後は、より皆様のご要望に添えますよう、一層の努力を尽くしたく存じます。何卒倍旧のご指導ご厚誼を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

謹 白 - ③右寄せ

記 - ④センタリング

⑤インデント (左3文字)

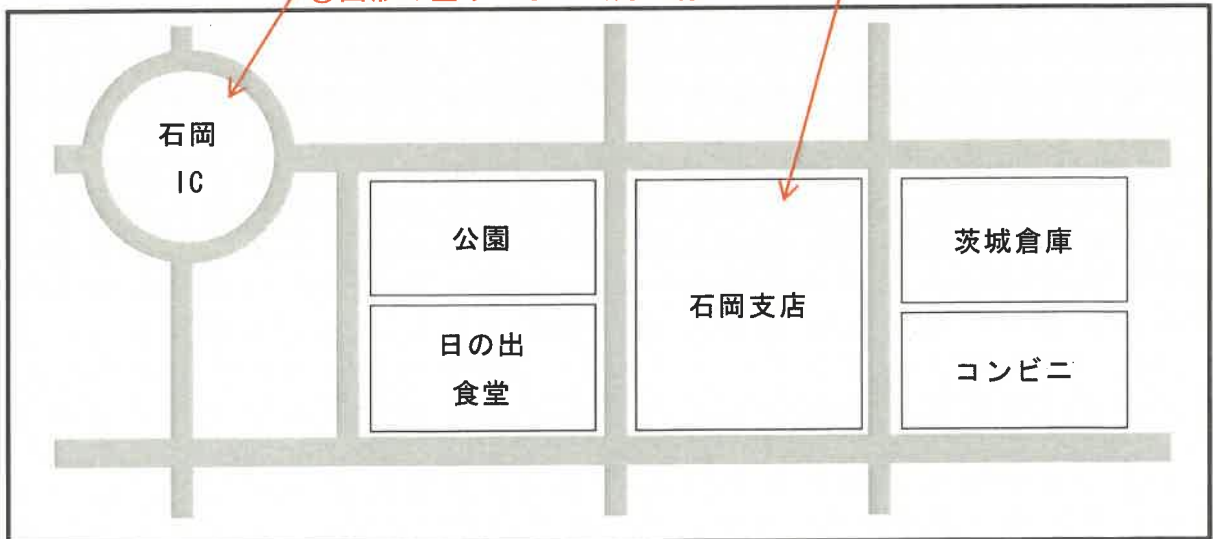
名称 : 関東くだもの販売株式会社 石岡支店  
新住所 : 茨城県石岡市石岡 000 番地  
支店長 : 大和田 進  
電話番号 : 029-456-0000

⑥均等割り付け (4文字幅)

⑧図形の塗りつぶし (オレンジ)・太字・14ポイント

石岡支店 周辺地図 - ⑦センタリング

⑨図形の塗りつぶし (薄い緑)



## 課題1 文書作成競技（解答）

（選手番号、氏名）

販売店各位

令和5年5月10日

関東くだもの販売株式会社

営業部長 坂野 準一

電話 029-123-0000

### 石岡支店開設のご案内

謹啓 新緑の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は何かとお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて 弊社では この度 7月1日より石岡支店を開設いたし営業開始の運びとなりました。これもひとえに皆様方のご愛顧の賜物と深く感謝している次第でございます。

今後は、より皆様のご要望に添えますよう、一層の努力を尽くしたく存じます。何卒倍旧のご指導ご厚誼を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

謹 白

#### 記

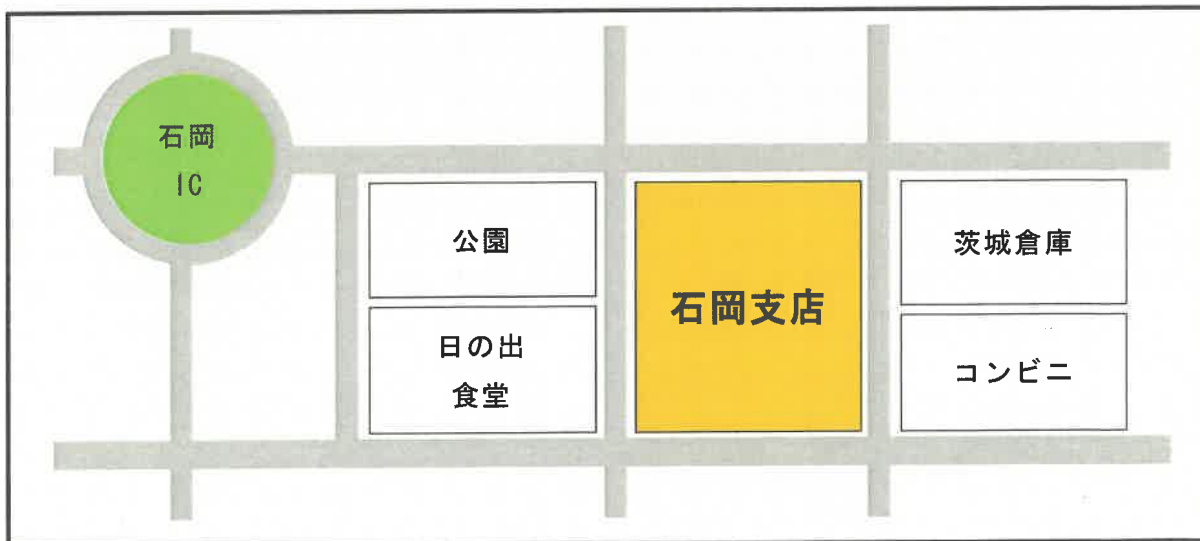
名 称：関東くだもの販売株式会社 石岡支店

新 住 所：茨城県石岡市石岡 000 番地

支 店 長：大和田 進

電 話 番 号：029-456-0000

#### 石岡支店 周辺地図



## 課題 2 表作成競技

(選手番号、氏名)

### サービスの利用者数と男女の内訳

(令和4年分)

(単位：人)

		登録者数（関東）			登録者数（関西）			合計
		男	女		男	女		
第1期	1月	230	220	450	261	242	503	953
	2月	265	238	503	284	252	536	1,039
	3月	244	211	455	306	266	572	1,027
	小計	739	669	1,408	851	760	1,611	3,019
第2期	4月	273	296	569	219	225	444	1,013
	5月	283	266	549	239	220	459	1,008
	6月	328	229	557	248	228	476	1,033
	小計	884	791	1,675	706	673	1,379	3,054
第3期	7月	317	331	648	259	264	523	1,171
	8月	348	325	673	284	271	555	1,228
	9月	372	364	736	268	280	548	1,284
	小計	1,037	1,020	2,057	811	815	1,626	3,683
第4期	10月	371	357	728	291	282	573	1,301
	11月	385	367	752	287	294	581	1,333
	12月	377	369	746	302	273	575	1,321
	小計	1,133	1,093	2,226	880	849	1,729	3,955
合計		3,793	3,573	7,366	3,248	3,097	6,345	13,711

## 課題3 入力競技

(選手番号、氏名)

都市公園等については、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市環境の形成、都市の防災性の向上、地域の観光拠点・賑わい拠点など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であり、全国の国営公園の計画的な整備のほか、地方公共団体による都市公園等の整備を社会資本整備総合交付金等により支援している。

また、平成28年4月の社会資本整備審議会の「新たな時代の都市マネジメント小委員会」において、今後の都市公園等のあり方として、ストック効果の向上、官民連携の加速、都市公園等の一層柔軟な活用等の方針が示された。令和2年度末現在の都市公園等整備状況は、112,716箇所、約129,187haとなっており、一人当たり都市公園等面積は約10.7㎡となっている。また、国営公園は、17公園が開園しており、年間利用者数は、令和3年度は約2,371万人であった。

都市における緑地等については、地球温暖化や生物多様性の保全等の地球環境問題への適切な対応、良好な自然的環境の保全・創出による緑豊かな都市環境の実現を目指し、市町村が策定する緑の基本計画等に基づく取組みに対して、財政面・技術面から総合的に支援を行っている。

また、緑地と農地が調和した良好な都市環境の形成や都市農業の有する多様な機能の発揮に資する取組みについて調査を実施するなど、都市と緑・農が共生するまちづくりの実現に向けた取組みを進めている。併せて、緑に関する普及啓発として、全国「みどりの愛護」のつどいや全国都市緑化フェア等の行事等を開催するとともに、緑化を進める方々への各種表彰や、企業自らの緑化・緑地保全に対する取組みの評価・認証等、様々な施策を展開している。

緑豊かな都市環境の形成をより一層図るためには、公園、緑地、農地等のオープンスペースの多面的な機能の発揮が必要であり、一人当たり公園面積が少ない地域の存在や、公園施設の老朽化の進行、都市の貴重な緑地である都市農地の減少など様々な課題への対応が必要とされている。また、平成28年5月には、都市農業振興基本計画を閣議決定し、都市政策上、都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと転換し、必要な施策の方向性を示したところである。

これらを背景に、都市における緑地の保全及び緑化の推進並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として、NPO 法人等の民間主体が空き地等を活用し、公園と同等の緑地空間を整備して、住民に公開する市民緑地設置管理計画の認定制度や、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設、生産緑地地区の面積要件の緩和等を内容とする「都市緑地法等の一部を改正する法律」が平成 30 年 4 月 1 日までに施行されたことから、市民緑地設置管理計画の認定制度の説明会を開催するとともに、各制度を活用した都市農地の保全について地方自治体への周知・徹底に努めた。

(「令和 4 年版国土交通白書：第 II 部 国土交通行政の動向 第 5 章 心地よい生活空間の創生」より抜粋)